

南小国町広報・営業関連事業企画運営業務委託仕様書

1. 業務名

南小国町広報・営業関連事業企画運営業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3. 業務目的

人口減少や少子高齢化が進んでいる本町において、「南小国町」をより多くの人々に知ってもらうため、首都圏や関西圏などを中心に、関係・交流人口の拡大や町内農産物等の販路拡大に向けた活動を行い、町を売り込んでいく取組みを推進する。町の知名度を上げるための取組みを通じて、関係・交流人口の拡大や企業版ふるさと納税を通じた町の応援者の拡大及び財源の確保を図るとともに、移住定住の促進などにもつなげ、本町の持続的な発展を図っていくことを目的とする。

4. 業務内容

受注者は、南小国町の知名度向上や町の特産品等を対外的に売り込んでいくためのイベントの開催や各種県人会などの会合に役場と共に参加し町のPR等を行うこと。また、町を売り込んでいくためのツールを制作し、プロモーション活動に実際に使用する。なお、詳細については以下のとおりとする。

① イベントの実施回数

首都圏や関西圏、福岡市などの都市部や熊本市内等において、南小国町をより多くの人々に売り込んでいくためのイベントを5回以上（既存イベントや他団体主催イベントへの参加でも可）実施すること。

② イベントの企画内容

本町の特徴でもある、農業、林業、観光業等の要素を含みつつ、イベントに生産者も参加するなど南小国町をより効果的にPRできる内容にすること。

③ 町が出席する県外の会合への参加及び町のPR

東京や大阪、福岡で開催される熊本県人会等の会合に役場と共に参加し、都市部在住の熊本県出身者などに南小国町を売り込んでいく活動を行う。

④ 広報・営業を行うためのツール制作

都市部において南小国町を売り込んでいくために必要な名刺（町職員が通

常使用する名刺も含む)やグッズを制作すること。制作にあたっては、見た目にインパクトのあるものや本町の魅力が伝わりやすいものとなるよう工夫すること。

5. 委託契約に関する基本的事項

- (1) 委託料は、18,093 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
- (2) 委託料の支払いは、原則として、業務完了後の精算払いとする。但し、認められれば、一部前払いを可とする。

6. 成果物

成果物の数量、仕様、データ形式及び納期限については下記のとおりとする。

- ①業務委託完了報告書 3部及びデジタルデータ一式

7. その他の事項

- (1) 本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、南小国町に帰属する。
- (2) 本業務の実施による成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他の全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うものとし、その経費は委託料に含むものとする。また、それらに関する紛争が生じた場合は、全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないようにすること。また、これらのことは本業務終了後も同様とする。
- (4) 受注者の責に帰すべき理由により、本町又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (5) 受注者は本業務実施にあたり、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。
- (6) 受注者は、本業務を円滑かつ適正に進めるため、必要に応じて発注者との打合せや協議を行うこと。

8. 協議

仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議すること。